平成２５年（フ）第１３０５３号
神奈川県横浜市金沢区並木１丁目１－３－701
破産者　北川千恵子（旧姓檜山）
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２５３号
東京都渋谷区本町２丁目５－１－302
破産者　春日　　覚
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３１１号
神奈川県横浜市緑区長津田２丁目11－４－403
破産者　吉原有義こと　金　　有義
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３４８号
東京都世田谷区船橋５丁目17番５－201号
破産者　ウィズナード株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３４９号
福岡県福岡市早良区南庄１丁目３－２－302
破産者　稲冨　知久
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３７４号
東京都文京区白山１丁目25－８
破産者　内藤　　昌
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３９９号
東京都葛飾区奥戸７丁目20番20―701号
破産者　ＡＤアイテル株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４１５号
東京都墨田区京島３丁目34番７号
破産者　ダンディンドン有限会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４１６号
東京都江東区北砂５丁目20―８―1216
破産者　西野　哲朗
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４２７号
東京都清瀬市中里５丁目639番地27
破産者　三陽測地株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４７２号
東京都板橋区高島平１丁目64―15―101
破産者　山高　定三
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４７３号
東京都板橋区赤塚６丁目34―12―206
破産者　山高　　昭
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５１８号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾６丁目30番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都立川市若葉町３丁目50番地の７
破産者　有限会社ひろた
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５１９号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾６丁目30―６
破産者　石川　千明（旧姓廣田）
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５２０号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾６丁目30―６
破産者　石川　英孝
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５３８号
東京都足立区古千谷本町１丁目３番11号
破産者　有限会社山登美工業
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５３９号
東京都葛飾区南水元１丁目23―17―201
破産者　山口　　悟
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５４０号
東京都葛飾区南水元１丁目23―17―201
破産者　山口　正恵
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５７２号
東京都新宿区西新宿６丁目15番１
破産者　一般社団法人健康実践研究所
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５９３号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目２番４号吉祥寺南町ビル２階
破産者　有限会社ハウスカンパニー
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５９４号
東京都杉並区上荻１丁目７－３
破産者　坂牧　　淳
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９８０号
東京都大田区仲六郷２丁目18―４―102
破産者　穴田　ゆき
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１２６号
千葉県印西市泉１－１　シティーハイムＢ－203
破産者　丹代　裕二
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部